

[平成30年 6月14日文教こども常任委員会-06月14日-01号]

◆戸田 委員 所管事項質問の件名の2、学校給食、双葉給食の賃金未払い犯罪と教委の文教こども常任委員会委員への隠蔽についてを質問していきます。

まず、クエスチョンの1。2011年度から2017年度までの間で、小・中学校の学校給食調理業務委託は、どういう会社にやらせてきたのか、教委が私に一覧表を出してくれたので、この内容を説明してください。

◎中野 教育総務課長 第一中学校はコック食品株式会社で2011（平成23）年度をもって同校は再編統合となりました。第二中学校は御質問の全ての期間で阪神給食株式会社、第三中学校は株式会社南テストィパル、2017（平成29）年度末段階ではナフス株式会社、第四中学校は株式会社東テストィパル、2017（平成29）年度末段階では株式会社南テストィパル、第五中学校は御質問の全ての期間でコック食品株式会社、第六中学校は大新東ヒューマンサービス株式会社で2011（平成23）年度をもって同校は再編統合となりました。第七中学校は日本誠食株式会社、2017（平成29）年度末段階では株式会社東テストィパル、はすはな中学校は2012（平成24）年度から2017（平成29）年度末段階ではシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、大和田小学校と沖小学校は御質問の全ての期間で阪神給食株式会社、二島小学校は御質問の全ての期間でコック食品株式会社、上野口小学校は双葉給食株式会社、2017（平成29）年度末段階ではナフス株式会社、速見小学校は御質問の全ての期間でナフス株式会社、脇田小学校は株式会社東テストィパル、2017（平成29）年度末段階ではコック食品株式会社、五月田小学校及び砂子小学校につきましては2017（平成29）年度から給食調理業務が初めて民間委託され、2017（平成29）年度末段階ではそれぞれ株式会社東テストィパル、名阪食品株式会社となっています。

◆戸田 委員 それでは、次にクエスチョン2。2011年度から2017年度までの間で給食委託入札時の入札参加業者の情報について。これも一覧表を出してもらっていますが、説明してください。

◎中野 教育総務課長 年度ごとにかいつまんで説明させていただきます。

2011（平成23）年度は5校で入札がありましたが、入札が行われた学校名とそれぞれの落札業者名と入札者数を申し上げますと、二島小学校落札、コック食品株式会社を含んで7社が入札。沖小学校落札、阪神給食株式会社を含んで6社が入札。上野口小学校落札、双葉給食株式会社を含んで7社が入札。第三中学校落札、ナフス株式会社を含んで8社が入札。第四中学校落札、株式会社東テストィパルを含んで6社が入札。

2012（平成24）年度は3校で入札があり、速見小学校落札、ナフス株式会社を含んで7社が入札。脇田小学校落札、コック食品株式会社を含んで7社が入札。第二中学校落札、阪神給食株式会社を含んで7社が入札。2013（平成25）年度は3校で入札があり、大

和田小学校落札、阪神給食株式会社を含んで6社が入札。第五中学校落札、コック食品株式会社を含んで7社が入札。第七中学校落札、日本誠食株式会社を含んで5社が入札。

2014（平成26）年度は6校で入札があり、二島小学校落札、コック食品株式会社を含んで7社が入札。沖小学校落札、阪神給食株式会社を含んで4社が入札。上野口小学校落札、双葉給食株式会社を含んで3社が入札。第三中学校落札、ナフス株式会社を含んで6社が入札。第四中学校落札、株式会社南テストィパルを含んで5社が入札。はすはな中学校落札、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を含んで4社が入札。

2015（平成27）年度は5校で入札があり、速見小学校落札、ナフス株式会社を含んで3社が入札。脇田小学校落札、コック食品株式会社を含んで2社が入札。五月田小学校落札、株式会社東テストィパルを含んで5社が入札。砂子小学校落札、名阪食品株式会社を含んで4社が入札。第二中学校落札、阪神給食株式会社を含んで4社が入札。

2016（平成28）年度は3校で入札があり、大和田小学校落札、阪神給食株式会社を含んで5社が入札。第五中学校落札、コック食品株式会社を含んで7社が入札。第七中学校落札、株式会社東テストィパルを含んで6社が入札。

2017（平成29）年度は6校で入札があり、二島小学校落札、コック食品株式会社を含んで3社が入札。沖小学校落札、阪神給食株式会社を含んで3社が入札。上野口小学校落札、ナフス株式会社を含んで3社が入札。第三中学校落札、ナフス株式会社を含んで3社が入札。第四中学校落札、株式会社東テストィパルを含んで2社が入札。はすはな中学校落札、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を含んで2社が入札となっております。

次に、2011（平成23）年度から2017（平成29）年度までを通して見た場合、入札実施学校数は延べ31校で、入札業者の数は延べ154社でございます。

入札業者の数は13者、入札回数が多い順に並べたときの会社名と落札回数は、阪神給食株式会社入札23回、うち落札7回。ナフス株式会社入札21回、うち落札6回。双葉給食株式会社入札19回、うち落札1回。コック食品株式会社入札16回、うち落札7回。日本誠食株式会社入札15回、うち落札1回。株式会社東テストィパル入札14回、うち落札4回。朝日給食株式会社入札11回、うち落札なし。名阪食品株式会社入札11回、うち落札1回。シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社入札10回、うち落札2回。株式会社お弁当の浜乃家入札5回、うち落札なし。株式会社南テストィパル入札4回、うち落札1回。株式会社ニチダン入札3回、うち落札なし。ハーベスト株式会社入札2回、うち落札なし。

以上です。

◆戸田 委員 ありがとうございます。こうして見ますと、1回の入札で大体平均5社が入っていると。そして、13社のベスト3を述べると、阪神給食株式会社というのが入札23回、落札7回、ナフス株式会社、入札21回、うち落札6回、コック食品株式会社、16回入札で、うち7回と。もう一つつけ加えると、株式会社東テストィパル、入札14回、うち落札4回。ここら辺が常連の有力な業者というふうに考えていいかと思えます。いっぱい名前がこれからも出てくると思いますが。

さて、次、クエスチョンの3番目。2011年度から2017年度までの間で、他市で出入り禁止になっている業者っていうのはないか。

また、そういう情報を教委がつかんでいなかったとしたら、今後の改善策はどうするか答えてください。

◎中野 教育総務課長 門真市の一般競争入札参加者名簿に登録している調理業務委託業者のうち、他市で指名停止の措置等を受けていたとの情報はつかんでおりません。

また、これまでも入札参加資格確認申請時に誓約書により、大阪府内で過去3年の間に食品衛生法に基づく食中毒による行政処分を受けていないことを確認するとともに、門真市調理業務委託業者の営業、現場社員で構成する二者面談にて懇談会を実施し、業務の状況を確認したり、栄養教諭または巡回栄養士による日々の相談等を行い状況把握に努めています。

また、門真市では、調理業務実施業者が業務履行の継続ができなくなれば、門真市・受注者・連帯保証人で三者合意を締結し、連帯保証人が受注者のかわりに業務を履行することを契約上規定しており、安定した給食の提供を担保しております。

なお、2017（平成29）年度入札より、発注者の解除条項に該当するおそれがあると門真市が認めるときは、連帯保証人が業務を履行することを保証することを明記し、連帯保証に関する規定を増設し、手続の明確化を取り組んだところでございます。

◆戸田 委員 ありがとうございます。さて、クエスチョンの4番。今の話を聞きますと、食品衛生法に基づく食中毒による行政処分を受けていないというのが入札させないという要件になるんですけども、一方で不当労働行為、賃金未払い、賃金未払いというのは、労働者へ払うものを私するわけですから、泥棒と一緒に重大犯罪ですよ。これについては、そういう違反があった業者でも、今までは学校給食調理委託の入札には自由に参加できていたということでしょうか。不当労働行為の場合は、確定判決とか正式な謝罪文を要するという事実確定について、少しクエスチョンがあるかもしれませんが、賃金未払いの場合は、賃金を払わなかったという事実それ自体が、それで違法行為が確定するわけですから、賃金未払いがあったという事実自体で入札参加資格を与えないようにするべきと思いますが、どうでしょうか。

◎中野 教育総務課長 入札参加資格では、労働基準法その他労働関係法令を初め、本業務委託に関連するあらゆる法令を遵守していることを要件としておりますので、不当労働行為などの法律違反を初め、賃金未払いについても事実が認定されれば、入札参加資格は付与しないものと考えております。

◆戸田 委員 はい、わかりました。そういう賃金未払い等があれば、入札も流れない。ただ問題は落札してから、業務をやってから、途中で未払いがあったら、今までのところは、それでもまだ続けられていたと、こういう矛盾があったわけですね。

次、5番に移ります。先ほどの答弁で、2017（平成29）年度入札より、連帯保証に関する規定を増設したということですがけれども、これは今後、今からの質問の中で明らかに

されていく上野口小学校での双葉給食に賃金未払い事件があったと、これをきっかけに改善したことなのでしょう。

また、不正業者を首にして別の業者に業務移行させることについて、最初から連帯保証人業者を選定しておく必要があるということですが、それはどうしても必要があるのでしょうか。ちょっと考えますと、お互い競争相手同士のところのはずだし、業者同士が仲よし業者でないと、これはなってくれないわけで、連帯にね。そうすると、仲よし業者だから、裏で何か都合を通じてマイナスの面もあるのではないかという気もするんですけども、この連帯保証人業者ということについて教えてください。

◎中野 教育総務課長 2017（平成29）年度の入札からの連帯保証に関する規定の増設の経緯につきましては、委員御指摘のとおりでございます。

連帯保証人の選定につきましては、不測の事態に対処し、給食の安定的な提供に資するため必要と考えております。

また、連帯保証人による業務移行制度につきましては、給食を安定的に提供するため、他の多くの市町村においても同様の制度が導入されており、学校給食調理業務を受注する業者間では、瑕疵担保責任を担う上で、必要な手続として広く浸透していると考えておりますことから、適切に運用されていると考えております。

◆戸田 委員 はい、わかりました。ちょっと普通の人だと知らない制度があるんだなど。商売がたき同士だけでも、こういう制度で、ある種の瑕疵担保責任になっているということも理解しました。

次、クエスチョンの6番。さて、2011年度から17年度までの間で、調理員からパワハラだとか、給与未払いの不祥事の訴えはなかったでしょうか。

◎中野 教育総務課長 2016（平成28）年9月の上野口小学校給食業務受託業者の給与未払いの訴え以外はありませんでした。

◆戸田 委員 クエスチョン7番。とんでもない事件が起こっているわけですね。

そもそも門真市で学校給食の調理業務委託を開始して以来、賃金未払い事件なんていうのは、この2016年発覚の上野口小学校事件までは起こったことがない門真市学校給食史上前代未聞の不祥事のはずですけども、どうでしょうか。民間委託を開始した年にさかのぼって回答してください。

◎中野 教育総務課長 民間委託を開始したのが2002（平成14）年度の第五中学校及び第七中学校が最初ですが、それ以降本件以外はありません。

◆戸田 委員 やっぱりそうですね。もう、驚くべきことであります。さて、クエスチョンの8。次から、この2016年発覚の上野口小学校での給食調理業者の賃金未払い事件について、その事実経過を詳細に述べてもらっていきます。幾つかに流れの分割しながらね。その際、双葉給食という業者名もちゃんと挙げて。

また、教育委員会側で対応した職員については、課長補佐級以上は、肩書と氏名をちゃんと挙げて詳細に答えてください。

まず、2016年9月にどういうことが起こったのか、門真市のことについて詳しく答えてください。

◎中野 教育総務課長 当時の記録を読み上げますと、2016（平成28）年9月27日火曜日、上野口小学校大西校長から電話あり、教育総務課係員が対応。現場調理員より栄養教諭に給与の未払いがあり、辞めたいとの相談があったとのこと。早急に事実確認を行うため、同課高岡課長補佐及び係員が同日、学校にて直接現場の調理員に聞き取り。主任は6カ月、副主任は1カ月半、パートは今月分が未入金。調理員としては、仕事をやりたくないというわけではないので、別の業者のもとで働きたいとのこと。市教委としては、子どもたちへおいしい給食をつくってあげたいという調理員たちに何とかして業務を続けてもらいたいと思い、対策を練るため教育委員会へ戻り、調理員の状況整理、調理業務委託契約内容の確認及び法務監察課へ相談し、未払いの是正方法等について相談する。

同月29日木曜日、教育総務課係員より双葉給食に電話し、担当課長が対応。直接話を聞くため日程調整。門真市としては、法務監察課に対応確認を行い、双葉給食に電話連絡し、上野口小学校で給与の支払いおくれがあると聞いており、早急に状況確認及び解決したいので、翌日に市教委への来庁を求めたが、担当部長の日程の都合で10月4日になるとのこと。

以上です。

◆戸田 委員 最高で6カ月未払い。こんなことがわかった時点で、もうすぐこの業者は首を飛ばさなあかんけれども、対応・相談とか、なんやかんやと生ぬるい感じ。一方の双葉給食の横着さですね、これを感じますが、それは一旦横に置いておいて、この2016年9月には、双葉給食の不祥事について、他市との情報交換もあったようですが、それについて答えてください。

◎中野 教育総務課長 2016（平成28）年9月15日木曜日に箕面市から電話があり、箕面市の双葉給食の現場で給料の未払いが発生しており、もう2回目なので市としても調査を始めたが、門真市では未払いが起きていないかとのことであった。この段階では未払いの話は出ていなかったもので、特に聞いていないと回答した。この経緯があったため、9月29日に箕面市へ連絡した。

守口市へ電話で確認。今のところ守口市へ未払いの話は出てきていない。ただし、欠員は慢性的に出ており、市に何の連絡もなかったもので、注意・指導したとのこと。

以上です。

◆戸田 委員 箕面でもやっているんですね。しかも、これは実は門真市のほうで、箕面にいや、うちは聞いていませんよと答えたということやから、念のために上野口小学校の調理員に聞いておけば、この9月段階では、既に6カ月の未払いの最後ぐらいになっていますからわかっていたんですね。そのときに、現場から特に報告もないからということ、うちはないだろうと、あるはずないよというのが、ちょっと間違いだと思います。

そこで、次、指摘します。ところで、この双葉給食という会社はどんな会社なのか、概要

を説明してください。

◎中野 教育総務課長 本社所在地は大阪府高槻市下田部町2-41-14でございます。営業所などはございません。資本金は3000万円で社員数は2014（平成26）年12月1日時点で、正社員132名、正社員以外が268名でございます。主な業務内容といたしましては、学校給食調理業務、医療・福祉施設給食調理業務、会社等事業所内食堂運営業務、官公庁施設内食堂運営業務でございます。

◆戸田 委員 双葉給食、この資本金とか従業員数だけ見ると、そこそこの会社で、しかし、こんなのがあっちでこっちで未払いしているという驚くべきことですね。

次に、クエスチョンの10番目。10月4日になって、やっと市教委と双葉給食が初めて賃金未払い問題を面談するわけですけれども、この2016年10月にはどういうことが起こったのか、また、10月のことを詳しく回答してください。

◎中野 教育総務課長 2016（平成28）年10月4日火曜日、双葉給食担当部長来庁。教育総務課西岡課長、同課係員にて対応。キャッシュ・フローの関係で若干入金のおくれがあった。10月以降は影響が出ないように進めるとのこと。市教委としては今後の対応を10月7日金曜日までに示すよう伝える。

同月7日金曜日、双葉から報告書が届く。全体的な遅延に関しては対応が記載されていたが、個人への遅延に関しては明記されていなかったため、記載するよう、教育総務課係員より再度担当部長へ連絡する。しかし、個別に文章化することが難しいとのこと。法務監察課と相談した上で連絡することとした。

同月13日木曜日、午前9時30分、法務監察課才木補佐、同課主任、教育総務課西岡課長、同課係員にて打ち合わせ。双葉給食に遅滞の対応について現段階での予定を書いてもらう、改善が見られない場合は入札参加停止もありうる、また、労働基準監督署への通報やナフスの連帯保証について検討。

同日午後2時、上野口小学校現場調理員より電話あり。依然として未払い解消されていない。市教委より双葉給食に電話し、来庁依頼。

同月19日水曜日、双葉給食担当部長来庁。教育総務課西岡課長、同課係員にて聞き取り。他市の給与遅滞の件で茨木労働基準監督署が来て、遅滞のある本人の了承を得て計画的に支払いをしていくようにとの話があったとのこと。

門真市としては、契約に関する監督責任がある。今後どのようなスケジュールで支払うか、労働基準監督署に提出する同じ内容の計画を10月28日までに提出するよう求める。

同月26日水曜日、上野口小現場調理員より電話あり。昨日給料日であったが、全員、パートも含め入金されていないとのこと。

同月28日金曜日、報告書案をファクスにて受け取り。内容確認。

同月31日月曜日、法務監察課才木補佐、同課主任、教育総務課高岡補佐、同課係員にて、報告書案について打ち合わせ。今後も報告書のスケジュールどおりにおくれがないかを注視し、遅滞があれば労基法関係での契約違反となり看過するわけにはいかないため、早急に

対応を求めることに。

以上です。

◆戸田 委員 茨木市でも未払いがあるのがわかる。それで、ずるずると引き延ばして、もう払います言うて払っていないところがどんどん重なると。市教委のほうが、それでもここでばっと処断すべきところを改善を求めながら、ずっと引きずり回されよったんですね。

次、11月にはどういうことが起こったのか、引き続き回答してください。

◎中野 教育総務課長 2016（平成28）年11月15日火曜日、市教委より双葉給食担当部長へ架電。双葉給食は、昨日夜に調理員から報告書案について了承を得た。

また、本来直接話をして了承を得るべきだったと反省しているとのこと。

同月22日火曜日、午後3時、双葉給食部長来庁。報告書の原本を受領し、教育総務課高岡課長補佐、同課係員より、支払いスケジュールを守ることと、このような大事な案件については現場調理員に会いに行き、直接話をするように指示する。

同月25日金曜日、調理員から教育総務課係員に電話あり。一部給与の未払いがあり、調理員が翌週より出勤したくないとの連絡があり。調理員は、児童のことを考えると心苦しいが、もう会社を信頼できないため、この会社で給食をつくり続けることはできないとのこと。市教委としては何とかできることはないかと、教育委員会事務局職員もともに調理作業することも視野に入れつつ、双葉給食、調理員と何度もやりとりを重ね、同時に、万一に備え連帯保証人のナフスから調理員の派遣打診を行った。

午後7時45分、最終的に双葉給食と調理員の協議の結果、11月30日月曜日に支払いを行う条件で調理員が出勤することとなった。

同月28日月曜日、午前7時、上野口小学校へ教育総務課高岡課長補佐、同課主査が訪問。調理員へ子どもたちのために出勤してもらったことに感謝の気持ちを伝える。午前11時、門真市の顧問弁護士であるパーク綜合法律事務所谷村弁護士に同課西岡課長、同課係員にて法律相談の結果、入札の実施要領を確認すると、業務を履行できない場合について明記しており、調理業務の履行可能なものを連帯保証人としているので、問題はなく、三者で合意書を結ぶこととする。次回契約書をつくる際に、連帯保証人に業務が移る際の判断基準が市にあることを明記しておいたほうがよいとのこと。

同月29日火曜日、上野口小学校にて市教委と調理員で話をし、子どもたちのためにも、調理員の今後の働ける場の確保等のためにも、他の会社への雇用継続について、調理員全員から継続を希望する意向を聞き取った。同日、ナフスと双葉給食の社長同士が話をし、12月早々に業者変更するのは雇用の問題等で無理だが、1カ月後であればいけるとのこと。

同月30日水曜日、双葉給食から電話あり。調理員の給与を支払ったとのこと。上野口小学校にて教育総務課西岡課長と同課主査より調理員へ給与支払いがあった旨を伝える。

以上です。

◆戸田 委員 市教委や顧問弁護士、主観的には熱心なんだけど、はたから見ると非常に生ぬるい、引き回される対応が続きます。

続いて、12月にどういうことが起こったのか説明してください。

◎中野 教育総務課長 2016(平成28)年12月6日火曜日、双葉給食株式会社社長来庁し学校教育部山口次長、教育総務課西岡課長、同課高岡課長補佐、同課係員にて対応。社長より不採算事業所の整理によってキャッシュ・フローが大幅に改善してきており、今後は必ずスケジュールどおり支払う、万が一支払わなければ、翌日からでもナフスにかわれるように、ナフスの社長とも話をしている。このまま業務を続けたいとのことだが、市教委としては、口頭で聞いたところ判断はできない。

また、社長がそう言ったところで現場の調理員が納得して業務を続けてくれるかもわからない。こちらとしては早急にナフスに移行した方がよいと考えている。ひとまず、キャッシュ・フローの改善や、円滑な移行手続の方法の書面を12月9日金曜日までに提出するとともに、調理員に会って話をし、誠実に対応して現場調理員から承諾を得て、12月9日までにこちらへ連絡することを求めた。

同月9日金曜日、双葉から市教委に何も連絡がなかった。教育総務課高岡課長補佐が上野口小へ行き、調理員から会社側から書面提出について説明を受けたかどうかの現状の聞き取りを行う。

同月12日月曜日、教育総務課西岡課長から双葉給食担当部長へ連絡。先週の話はどうなっているか確認したところ、まだ何も対応できていないとの返答。こうした誠意が見られない対応に、今まで給料がおくれても、子どもたちのためにと情熱を持って一生懸命調理を続けてくれた調理員のことを思うと、給食に携わってきた教育委員会事務局職員全員が強い憤りを感じ、学校教育部満永部長、同部山口次長、教育総務課西岡課長判断のもと、連帯保証会社に業務履行してもらうことを決意。市教委としてはこれ以上対応を引き延ばせないと伝える。

同月15日木曜日、双葉給食より業務をナフスに移行する判断をしたとのこと。

同月21日水曜日、合意書を作成の上、市長決裁を得た。

以上です。

◆戸田 委員 クエスチョンの13番。双葉給食のあきれ返る不誠実な対応が続いて、12月半ばになって、ようやく業者交代を決断して、それが決まったわけですがけれども、これは上野口小学校の給食業務は、その後どうなりましたか。

また、この悪質業者、双葉給食はどうなったのでしょうか。

◎中野 教育総務課長 2017(平成29)年1月11日から、ナフスによる給食調理業務が開始されました。

また、同年3月27日付で双葉給食株式会社が大阪地方裁判所より破産手続の開始決定を受けたと聞き及んでおります。

◆戸田 委員 はい、わかりました。自業自得というか、倒産したのね。

さて、クエスチョンの14。この学校給食委託業者による賃金未払いという門真市始まって以来の犯罪不祥事が発覚したのが、宮本市長体制が始まって間もない2016年の7月

末。7月選挙で当選して、8月から実務をとるような感じですからね。この2016年の9月末、議員はほとんど毎日市役所に来ておりますし、10月には決算特別委員会があるし、この問題が頂点に達した12月には12月議会が開かれて、さまざまな審議をしております。思い起こせば、三中、五中の地域会議の建物をつくるのをやめるとか、門真小跡地につくる予定のやつを実は10月26日庁議でつくらないことにして、補助金要らないという話にしたと。大騒ぎに議会でなっている。そのさなか、教育委員会は議員にそういうこととして、実は双葉給食対策で非常に一生懸命動いているんだけど、議員には、もうかけらも情報を出さないということをしていたわけですね。

そして、それは2016年の12月議会だけじゃなくて、2017年の3月議会、6月議会、9月議会、10月の決算特別委員会、12月議会、そして、ことし2018年の3月議会を経ても、ずっと我々議員に隠蔽してきたわけですよ。たまたま私が3月の末にある市民から情報を得て、こういうことがわかった。4月に市教委に問い合わせたところ、ようやく事実を認めた、私に伝えたわけで、これ考えてみますと、2016年9月末に発覚以降、実に1年7カ月間も議員に隠蔽してきたんですよ。3月で、たまたま偶然にある市民から話を聞くことがなければ、もうずっと門真市で実はこんなことが起こっていたということを議員が何にも知らないまま今もおるとい、とんでもない話ですね。

これは、今回の6月議会、文教こども常任委員会の所管事項質問で初めて、事件発覚以来1年8カ月たって、初めてようやく議会で事実公表がされることになりましたが、これは、戸田という一議員の質問に対する答弁であって、議会に対する報告ではないんですよ。この事件は、本来、理事者報告として、全議員に対して、未払い発覚直後に文書で報告されるべき案件です。

そういうことを踏まえて聞きますが、本来ならば、事件発覚直後に議会に報告すべきものなのに、それをしなかった理由や経過を述べてください、率直に。

◎中野 教育総務課長 本件については、児童のために学校給食を欠かすことなく提供することを念頭に、現場調理員への聞き取りや状況説明のほか、法務監察課、顧問弁護士との調整を何度となく行い、双葉給食への連絡、指導、要請を重ねるとともに、連帯保証人であるナフスへの事業移行や調理員継続雇用の調整などに奔走することで、前例のない事案に教育委員会事務局職員として最大限取り組んだものであります。

また、本件契約については、契約解除を行うことなく、本件委託契約の範囲内で、あらかじめ定める連帯保証人による業務移行措置をとったものであり、かつ、委託内容そのものの給食調理についても支障なく、2017（平成29）年1月から連帯保証人による業務として履行できたことから、議会へ報告するという考えには至りませんでした。

◆戸田 委員 クエスチョン15。教育委員会が賃金未払いという労働者に対する重大な犯罪行為、人権侵害、生活破壊行為に対して、いつまでも業者に生ぬるい姿勢を続けて、双葉給食のうそ対応に振り回され、議員に対しては事実隠蔽を続けたことについては、私は大きな憤りを持ちました。

当初は、満永部長らとも話したときに、きっとこの人たちは、民間労働者の苦しさに鈍感で賃金未払いという重大犯罪に対する怒りを感じず、事の重要性を理解していないのだと思っておりましたけども、この間、答弁の準備で教育委員会職員と詳しく話してみると、教育委員会職員自身も双葉給食の行為や対応に大きな怒りを感じていた。しかし、学校給食を停止させないということに最大重点を置いて考えたことや、未払い被害の労働者自体が教育委員会が頑張ってくれているから、よく対応してくれていると評価をしているという感触を持ったがために、事件発覚直後に双葉給食の名前を挙げて、賃金未払い発生事件を公表することや、至急に双葉給食に契約打ち切りの厳しい処分をとること。

また、議員に事実を伝えることの必要性を思い至らず、また、そういったことをしないことによって、実は周辺の事情を知る人々には、門真市は違法業者に甘いとか、何か癒着があるのだろうか、疑念を持たれて行政の信頼感を失うという弊害について全く認識していなかった。自分たちは頑張っている、子どもたちのために、調理員さんのために頑張っているというところにばかり捉われていたということがわかってきました。

とにかく給食継続ができたのでミッション完了と、自分らはよく頑張った、成功したという感覚だったということが話を聞いてみてわかったわけですけども、実際のところ、どういう感覚で対処を行ったのか、教育委員会自身の口で率直に2016年9月以降のことを話ってください。

また、そういう当時の感覚や判断は、今になって指摘してみると誤っていたと、反省すべきと思うが、どうでしょうか。

◎中野 教育総務課長 本件につきましては、日々子どもたちに安心して安全な給食を提供してくれている調理員に対し、賃金未払いが生じていることの2016（平成28）年9月の一報に対し、憤りを感じながら早急な是正を強く求め、子どもたちへの給食を欠かすことなく安定的に提供することを最優先に対処してきたものであります。

また、連帯保証人による業務移行につきましても当該調理員の意向確認、顧問弁護士等による合意書作成の法的妥当性の検証等を重ねながら取り組んだ結果、給食を一日も欠かすことなく支障なく提供できたものであり、かつ、当該調理員の雇用についても継続することができ、調理員からは、他市のパート従業員はもっと給料の支払いがおくれていたと聞いているが、門真市は私たちの話を聞いてくれ、迅速な対応で一番最初に会社を変更してくれたと聞いており、感謝しているとお褒めの言葉もいただいております。あわせて、本件に係る連帯保証人による業務移行は、確認できる範囲内で府内で最も早く取り組んだものでありまして、先進事例としてその後他市からの問い合わせが相次いだとのことでした。

教育委員会としましては、本件に対して当時考えられる最善の方法をとったものと認識しておりますものの、今考えますと議会への報告をすることも考えられたと思っており、今後は議会の報告を行ってまいりたいと考えております。

◆戸田 委員 当時の真面目で一生懸命な気持ちはわかるんですけども、筋違いだということはあるまでもありませんね。

続いて、クエスチョン16。ところで、2016年という年は、まだ園部市長存命のときで、まさか後で亡くなるとは夢にも思いませんでしたが、3月議会で私が一般質問の中で、一般質問の件名に品格の高い魅力ある行政をつくっていくことについて、そしてその要旨の(2)でモラルのよい業者が有利になる選定方法の工夫についてで、質問の文面としましては、クエスチョンの2、行政処分や裁判による有罪判決に至らない場合でも、社会的モラルに反する、企業モラルに欠ける、公害輸出、侵略戦争や占領に加担等々、それなりに強い社会的指弾を受けている企業と、工事や納品・出店の契約を市がした場合。中略。行政的な被害とコストを負うという側面からの考察・検討も必要ではないか。そういった企業との工事や納品・出店の契約について、こういう新たな側面の考察をして、公募や選定の方法を改善していくべきと思うが、どうか。という質問を行い、これに対して当時の重光千代美総務部長が、議員御指摘のとおり、行政的な被害とコストを負うような契約にならないよう、不良不適格業者の排除を図るための情報収集等は必要と考えております。

次に、そういったそれなりに強い社会的指弾を受けている企業との契約について、行政的な被害とコストという新たな側面の考察をして、公募や選定の方法の改善を検討していくべきだが、どうかについてであります。今後におきましては、不良不適格業者の排除と地域貢献を行う業者の育成等に関する契約制度について調査研究を行い、品格の高い魅力ある行政の発展に努めてまいりたいと考えておりますと答弁しております。

この2016年3月議会本会議での、市答弁を普通に遵守しようと意識しておれば、2016年9月末に契約業者に賃金未払いの違法行為が発覚したのに議員に伝えないとか、この業者の違法不誠実が改善されず、やっとな2016年12月に業者変更を決めたが、議会には何も報告しないとか、不正発覚以降、議員に指摘されるまで1年7カ月も議員に隠し続けるとかの行為は起こり得ないはずです。

2017年から契約規定を改善したものの、この2016年3月議会での質問答弁を、教育委員会は実は今まで全然考えなかったようですけどどうですか。私が教育委員会と協議している面談の中でも、この2016年3月議会の質問答弁については全く念頭にないという感じが非常に明白でした。2016年3月議会の質問答弁を思い起こしたとすればいつからなのか、率直なところを教えてください。

◎中野 教育総務課長 2016(平成28)年3月議会での質問答弁については、十分認識しておらず、2018(平成30)年6月13日に議員からの指摘を受けたところでございます。

◆戸田 委員 本会議での質問というのは、そこで答えるのが直接的には市長部局であろうとも、教育委員会も通じて全ての部署、拘束するという事は、かねがねずっと言ってきて、門真市ではそういうことがそれなりにちゃんと守られてきたわけですけども、この件についてはそうになってない。市長がかかわった影響があるのか、市長、9月、10月、12月、2016年のあの騒動にそんたくして議員には言わなかったのかという疑問も湧いてきますが、これは横に置いておいて、次の質問、最後のほうに進んでいきます。

クエスチオンの17。この事案は、賃金未払いという重大な違法行為、労働者の生活破壊行為が発生したことが確かな事実として判明した時点で、つまり2016年9月末時点で、議員議会に連絡するべきであるのに、それをしなかった。であれば、これこれの違法事案の発生が確認されたので、現在、是正作業を進めているなどの報告があるべきですね。そういう行政の重大なミスなので、行政の失敗事例集に当然掲載すべきだが、どうか。行政の失敗事例集の掲載のめどを明らかにしてください。

◎中野 教育総務課長 もし、子どもたちに給食の提供ができないということがあれば、当然失敗事例ということになると考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、当時としては職員も迅速に動き、調理員にはいまだに感謝されているという事実や、議会に対しましては本件委託の範囲内での措置でもあり報告するという考えには至りませんでした。

しかしながら、当然業者選択の際の改善策等を共有し、改善を実施していくことを周知していくことは重要であると考えており、そういった観点から掲載してまいりたいと考えております。

◆戸田 委員 教育委員会は、この間の私との協議で非常に率直にいろんなことを反省しながらやっているんですけども、今の答弁のところ、ちょっと聞き入れられなかったですね。給食ストップしなかったらいいじゃないかというのが、まだいまだに強く感覚が残っているようですけども、議員の皆さん、委託業者でこんな犯罪行為が起こって、それをずっと議員に言わないと、許されることはありませんよね。それを確認して、ちゃんと失敗事例集になるというふうに考えておりますので、その次に、18番に移ります。

さて、賃金の未払い額については、どういう身分の職員に対して、どうなっているのか答えてください。

◎中野 教育総務課長 パート職員5名については、2日間から2か月の遅滞がありましたが、全額支払われております。正規職員2名については、国からの補償により未払い総額の8割が支払われておりますが、残り2割は支払われておりません。

本人の協力を得て把握した内訳といたしましては、A氏未払い総額91万9329円、国からの補償額73万5463円、実質未払い額18万3866円、B氏未払い総額24万1124円、国からの補償額19万2899円実質未払い額4万8225円です。

なお、国からの補償といいますのは、厚生労働省所管の未払賃金立替払制度で、企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立てかえ払いする制度でございます。

◆戸田 委員 ここの未払いの保険というのは、慰謝料、物すごいストレスを受けたことに対する慰謝料、いろんな手続をしなくちゃいけなかったことに対する労賃、全くありません。しかも、正規職員の場合は、18万何がし、4万8千何がしのことももらえずじまいの人がいるわけですね。ちょっとついでに聞きますけど、これ、この人は確かに労働したわけですね、市の委託した労働を確かにしたわけで、けれども賃金がもらえない、一部欠損だということについて、これは市から補填するということは全くできないものなんでしょうか。

◎中野 教育総務課長 市としては、業者に委託として委託料を支払ってございますので、その給食調理員の雇用関係というのは、その業者が使用主ということですので、それに対して市が成りかわって支払いをするということは困難であると思います。

◆戸田 委員 非常にお気の毒な話ですね。連帯労組であるとか、僕のほうにこの方が直接依頼すれば、取り立てを何とかできるんじゃないかと思えますけど、それは置いておいて、次、そろそろ最後ですけども、最後から3番目かな。

クエスチョンの19。この賃金未払い被害を受けた調理員の中で、門真市の市民は何人いましたか。

◎中野 教育総務課長 7名中3名が門真市民で、この当該3名につきましては、パート従業員であります。

◆戸田 委員 大変お気の毒な話で、子どもの貧困対策ということは、大人の貧困対策と同義であって、こういった労働した権利がないがしろにされるということはあってはならない。それはやっぱり門真市もやっぱり大きくバックアップすると、不良業者を追放するということの必要性、改めて示されたと思います。

次の質問に行きます。さて、クエスチョンの20。今後、こういった不良業者への対応をどうするか、改善策は決まっておりますか。

◎中野 教育総務課長 入札参加資格要件として、労働基準法で行政処分等がないことや、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の提出について、今年度発注分より追加することを検討しております。

◆戸田 委員 今年度発注分より追加することを検討しておりますということは、検討だけ、今年度からちゃんとやるというふうに理解してよろしいですか。

◎中野 教育総務課長 実施に向けて検討しております。

◆戸田 委員 では、質問、最後の項ですね、いよいよ。

クエスチョンの21。賃金未払いを行った業者に対する会社名の公表措置について、考えを聞かせてください。

◎中野 教育総務課長 法令違反の疑いがある業者に対する公表措置については、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に基づく、入札参加停止となった業者の公表を行っているところです。あわせて、労働法令所管の厚生労働省においても、労働者に賃金を払わなかったとする最低賃金法違反の疑いとして、労働関係法令の疑いで書類送検した企業の企業名を公表する措置を行っているところであります。

本件、双葉給食の場合につきましては、2016（平成28）年12月の段階で指名停止を行い公表することも考えられましたが、指名停止や公表には至りませんでした。

◆戸田 委員 本来は、未払い発覚した時点、遅くとも業者を変更して、もうこいつは首だと、別の会社を入れるというようになった時点で、こういうけしからんことをしたから首にしたんだということを公表しておくべきだったんですね。もう今となつては会社も潰れた、もう年数もたっている、公表しないということになって、この議事録だけですよ、双葉

給食がとんでもないことをしたということがはっきりわかるのがね、今の段階で。

私どもの要望としては、学校給食の現場に、今回のこの議事録、議事録というかメモですね、はっきり全部載っている、これをコピーしてちゃんと渡しておく、こういうことがあったんだよと、こういうふうにして教委としては、そのときはこういう努力をしたんだということをはっきりわかるようにしておいてほしい。ということは、厳しいやり方をするということによって、業者の不正を物すごい抑止力になるわけです。今度、双葉給食は潰れてしまったけども、もし、まだ存続していた場合は、双葉給食と検索したら、たちまちこういうのがホームページに出るわけです、ネットにね。物すごいプラス面の抑止力がありますから、こういうことを厳しくやってほしい。

最後に、この件について、指摘と私自身の反省も述べておきます。これは、私がたまたま門真市民の人から話を聞かなければ全く知らないでした。文教・文教こども常任委員、もう足かけ19年やって、それが全く知らないできたというのは、本当にお恥ずかしい話であります。やっぱり学校給食の現場にやっぱり時々顔を出して、現場の人の話とか、そういうのを聞かないかなというのを痛感しました。

また、例えば門真市職労であったり、門真市共産党議員もこの情報は全く知らなかったわけですね。そういう面では、やはり議員の側、あるいは労働組合としてのやっぱり種々のチェックとかいうことが弱いからこういうことが起こる。そして、労働者の側が非常に人がよい、我慢して、我慢して、教育委員会よく頑張ってくださいよというふうな考えだけでも、本当の権利意識に目覚めたら、こんなこととんでもないと、ペナルティ、慰謝料取らないかんとおもうはずなんで、今の日本社会の労働者の権利意識の弱さということも改めて浮き彫りになった。これは大いに改善点と、お互いにしていくということを述べまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。